

小論文

(法学部)

9 : 30 ~ 12 : 30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題紙を開いてはならない。
2. 問題紙は17ページある。
3. 解答用紙は

解答用紙番号
小論文0-1

 (問題①用),

解答用紙番号
小論文0-2

 (問題②用) の2枚である。
4. 解答用紙は2枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号および座席番号(上下2箇所)は、監督者の指示に従って、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入せよ。
7. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
8. 問題紙の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
9. 下書き用紙は回収しない。

1 次の文章を読んで、問いに答えなさい。

相続税の存在理由は、金持ちに富が集中することを抑え、家族による格差が世代を超えて引き継がれるのを妨げることにあると言われる。金持ちの家に生まれた子は一生金持ちで、貧しい家に生まれた子は貧困から抜け出せないのは不公正だ、というのだ。しかしもし家族格差が本当に不公正で是正されるべきだとしたら、2015年の増税以後の現状でもまだ相続税は低すぎるということになるだろう。むしろ〈豊かな家に生まれるか貧しい家に生まれるかは、自分の選択や努力によってはどうにもならない、本人に責任のない事情なのだから、その相違によって貧富の差が生ずるのは不正だ〉と平等主義的に考えるならば、相続制度(注1)を一切廃止して遺産はすべて政府が没収すべきだ、あるいは相続税を大幅に増税すべきだ、という結論に至るのが自然だ。

(中略)

「機会の平等」という理想から相続制度の事実上の廃止を提唱する論者のなかで管見の限り一番詳細な議論を行っているのは、アメリカの哲学者D.W.ハズレットである(中略)。彼は遺産の公的競売による富の平等化の制度を提唱する。その提案によれば、①配偶者への無制限の遺贈(注2)、②慈善団体への無制限の遺贈、③未成年の子どもその他の被扶養者へのある程度までの遺贈、を3つの例外として、遺産はすべて国庫に帰属し、政府はそれを市場で競売して最高の価格をつけたものに売却し、その代金を受け取ることになる。そして遺産の没収を回避するための生前贈与がなされないように、普通の誕生日プレゼントのようなものを超えた、ひと財産になるほどの巨額の贈与は禁止される。

(中略)

ハズレットのこの主張の細部の評価は読者に委ねるが、その発想全体には次の2つの点で疑問がある。第1は経済的平等の実現のためには相続を廃止することが必要かという問題であり、第2は政府は人々の間に人生の出発点における平等^③を確保しなければならないかという問題である。

まず前者の疑問から検討しよう。社会のなかの経済的不平等には相続以外にも

様々の原因がある。相続以前からすでに金持ちの家族と貧しい家族の間には大きな格差があるのだから、もし真剣に不平等をなくそうとするならば、所得税を大幅に累進的にするとか、金持ちの資産には資産税をかけるという仕方で平等化を図るほうが適切だと思われる。あるいは課税による平等化だけでなく、貧しい人々に政府が手厚く財政的に援助するという方法もある。その負担のための課税は累進的でもありうるし、比例的でもありうる。

この批判と少し似た主張として、〈完全な平等化はそもそも不可能だ〉として平等化一般を批判する人もいる。人はそれぞれ貧富様々の家庭に生まれついてくるだけでなく、それぞれ違った素質や能力を持って生まれついてくる。さらに物質的にも社会的にも全く同じ状態にあっても、異なる人々は気質によって快活であったりふさぎこんだり不満たらたらであったりするだろう。このように、①相続という法的制度によるだけでなく、②家庭生活という社会的な事実(社会学者の言う「文化資本」はこれに含まれるだろう)、そして③遺伝や生まれつきの性質という生物学的事実によっても人生に不平等は生ずる。まだそれ以外にも、④くじや事故のような純然たる偶然も不平等を生むのに寄与する。これらの原因から生ずる格差をすべてなくすなどということは無理な相談だから、相続だけ廃止しても意味がない。人間社会に不平等はつきものだと諦めるしかない——そう言われることもある。

上記の批判に対する反論は、〈平等化のためには相続の廃止以外の手段も有効だろうから、それらの手段も考慮されるべきだが、そのことは相続の廃止を避ける理由にはならない。また相続以外に格差の重要な原因があってそれらをすべてなくすことはできないということも事実だが、現に相続が原因の1つである以上、相続の廃止は格差是正のための万能薬ではなくても有効な一手段になる。経済的格差をなくせないとしても、格差の減少だけでも意味はある。それは誰でも死ぬからといって長寿を目指すのが不合理になるわけではないし、病気の原因をすべて根絶できないからといってそれらを少なくするのが無意味なわけでもないのと同じだ〉というものだろう。

平等主義による相続廃止論へのもっと根本的な疑問は、そもそも政府は経済的

格差をなくさなければならないのか、というものである。平等主義者は人々の間の利益の不平等はそれだけで正当化を必要とするものだと考える。例えばロールズ(注3)は、有名な「格差原理」という平等主義的な分配的正義の原理を主張する際に、「矯正原理(the principle of redress)」という原理に訴えかけるが、それは――

功績によらない(undeserved)不平等は矯正を要求するという原理である。すなわち、生まれの不平等と自然本性的な能力の不平等は功績によらないから、これらの不平等はどうにかして補償されなければならない。……矯正原理は、私たちの正義の構想の基本要素の一つを表すものと考えられる。(中略)

というものである。

私はこの主張に反対する。生来の不平等が功績によらないにしても、それが矯正を要求するというにはならない。人は人身の自由、すなわち個人ごとに異なる自分の身体に対する支配権を持っているが、それは功績によるものではない。そして各人が自分の身体を自由に利用する権利を持っている以上、そこから得られる利益が違ってくるのは当然だ。〈誰であれ自分の責任でもないのに悲惨な状態にあるべきではない〉という人道的考慮から、最低限度の文化的な生活への権利が認められるべきだろうが、それは経済的平等に至るものでもなければ、「機会の平等」を求めるものでもない。政府がなくさなければならないものは、相対的な経済的格差ではなくて絶対的な貧困である。この発想をわかりやすく言えば「等しからざるを憂えずして貧しきを憂う」ということになる(中略)。

この反論は少し前に紹介した〈完全な平等化はそもそも不可能だから政府は平等化を目指すべきではない〉という議論と同様の結論に至るために混同されることがあるが、両者は異なる。後者はすでに指摘したように〈完全な平等化が不可能だからいかなる平等化への努力も無意味だ〉という不当な推論を行っているのだが、前者は平等主義という規範的な前提自体に反対しているのである。

私は以上の理由から、経済的不平等の解消を理由とする相続制度廃止論には賛

成できない。しかし一見逆説的に思われるかもしれないが、財産権自体の性質から相続制度に反対する議論は可能であり、説得力もある。

(中略)

所有権という観念のなかには当然その対象を相続させる権利が含まれていると主張する人がいる。なかには遺族が遺産を相続する権利までも故人の所有権から出てくるかのように考える人さえいるようだ。しかしそのような考えは間違っている。

しばしば法学者、特に英米の法学者は、所有権(ownership)は「権利の束(bundle of rights)」だと言う。所有権とは決して単一不可分の存在ではなくて、ある物を排他的に占有したり、使用したり、管理したり、譲渡したり、その果実^{かじつ}(注4)を得たりする、もっと個別的な権利をひとまとめにしたものだ——そのなかには「権利」というよりも「義務」とか「責任」と言うべきものも含まれるが、それはさておき——というのである。そしてここから、相続させるという権利を否定しても、それは権利の束の一部を取り上げたに過ぎず、所有権を否定したことにはならない、と言われたりする。

この議論には正しい部分もそうでない部分もある。所有権が権利の束だという指摘はそれ自体としては正しい。所有権者がその対象についていかなる権利や義務を有しているかは、しばしば面倒な問題であって、単に誰が所有者であるかがわかれば解決するわけではない。しかし「権利の束」という表現は、それらの権利があたかもばらばらの寄せ集めであるといった含みをともなっていることが多いが、それは正当でない。所有権を構成する諸権利は十分な理由があって束ねられているのであり、そしてその諸権利のなかにも中心的な権利と周辺の権利がある。例えばある土地について、その土地の占有・利用・譲渡・貸与といった行為は密接に関係しているから、それらの権利を別々の人に割り当てることは法的関係をいたずらに複雑にして、経済的にもその財の効率的な利用を妨げてしまう。そして土地所有権が地上・地下どこまで及ぶかは一概に決められず、それが問題になって当事者間で解決できなければおそらく裁判か公的決定に頼るしかないだろうが、土地利用権が少なくとも地上・地下それぞれ数メートルに及ぶことを否定する人はいないだろう。例えば地表の利用さえも禁じられたら、それはもはや

実質的に土地所有権の否定である。

そして相続させる権利は多くの法体系の中で所有権の一部をなしているが、それを認めなくても自然権(注5)あるいは人権としての所有権を否定したことにはならない、というのが私の主張である。人は誰でも自分の身体への支配権(=自己所有権)を持ち、さらに自己の労働の果実への権利を持っている。だから自分が稼いで得た財産は政策的に国家から与えられた法的権利に留まるのではなくて、人身の自由や正当な名誉と同様に、道徳的な裏づけのある前国家的自然権だ。他の人々も政府も、それを尊重しなければならない。

だが相続させる権利はこの意味での人権としての所有権には含まれない。なぜなら、自然権や人権がなぜ認められるかという点、それはその権利主体がそれぞれの意志と目的を持つ行為主体だからだ。あるいはそこまでいかななくても、少なくとも喜びや苦しみや痛みを感ずることができるからだ(もし後者のように考えるならば、多くの動物も自然権を持ちうることになるから、「人権」という表現は適切でないだろう)。すると死者はこれらの要件を満たさないのだから自然権あるいは人権の主体たりえない。自然権としての所有権は死亡と同時に消滅するのである。

以上の私の主張は、〈相続させる〉という権利が所有権に必ず含まれるわけではないし、実際に自然権的所有権からは導き出せないという趣旨であって、遺言相続という制度が論理的に不可能だとか、いかなる理由でも正当化できないという趣旨ではない。(中略)被相続人の遺志を尊重することが、現に生きている人々——その多くは、たとえ生きているうちに贈与する気はなくても、自分の懐が痛まない死後には遺産を家族に遺したいと思っているだろう——の期待を確保し、彼らを安心させるならば、相続制度には人々の欲求の実現という功利主義(注6)的な理由があると言える。その意味で、また多くの人々は遺産と遺族との間に密接な関係を認めるだろうという事情からも、相続という制度には自然な人情に親しむ点がある。それに加えて、所有者の死とともに単純に所有権がなくなるとすると、遺産は無主物先占(注7)の対象となるだろうが、それは社会のなかに無用の紛

争や混乱をもたらすかもしれない(中略)。

ただし以上の考慮がどのくらい尊重されるべきかは、また別の問題だ。その考慮は例えば、自分が稼いだ収入を所得税として取られたくないという欲求——これもまた、きわめて強い人情である——ほどには尊重に値しないように思われる。なぜなら自分の働きで得た財産は自己所有権の一部だし、正当な所有者からの譲渡も譲渡者の自己所有権の表れだが、それらに比べると、もはや存在しない人が所有していた財産の継承はそのような自然権では説明できないからだ。

そこで私の結論は、故人の遺志は遺産に対する遺族の関係と同様に相続制度において考慮してよい事情の1つだが、決してそれ以上のものではない、^⑥ というものだ。それは特に、歳入への政府の必要性と比較衡量されるべきであって、そうだとすれば、死者が遺した財産は生きている人々が得る所得よりもはるかに政府が得るに適した対象だろう。要するに、所得税よりも相続税あるいは相続財産の没収のほうがはるかに正当化しやすい。

出典：森村進「相続制度は廃止すべきか？」瀧川裕英編『問いかける法哲学』(法律文化社、2016年)(出題に際して、文章の一部と見出しを省略した。)

(注1) 相続制度：人が死亡した場合に、被相続人(死者)の財産を相続人(例えば、死者の子)が承継する制度。筆者は、ここでの相続制度には、被相続人の遺言に基づく「遺言相続」と、被相続人が遺言を残さなかった場合に民法の規定に基づいて生じる「法定相続」の両方が含まれるとして、これ以降の論述を進めている。

(注2) 遺贈^{いぞう}：遺言によって他人に自己の財産を与えること。

(注3) ロールズ：アメリカの政治哲学者(John Rawls)。

(注4) 果実^{かじつ}：物から生じる収益。例えば、自己の所有する建物を他人に賃貸した際に得られる賃料収入。

(注5) 自然権：人が生まれながらにして持っていると言われる権利。国家以前に存在し、国家でさえそれを侵すことができないものとされる。

(注6) 功利主義：個人の行為や国家の政策の「正しさ」の基準に関する考え方の1つ。功利主義によると、ある行為や政策によってもたらされる社会全体の幸福(個人の幸福の総和)が最大になるときに、その行為や政策は「正しい」と判断される。

(注7) 無主物先占むしゅぶつせんせん：所有者のない物について、自分の物とする意思をもって他人より先に占有する(事実上支配する)ことにより所有権を取得すること。民法上、動産(土地や建物以外の物)については無主物先占による所有権の取得が認められている。

問1 下線部④に、「政府は人々の間に人生の出発点における平等を確保しなければならぬかという問題」とあるが、筆者はこの問題についてどのような主張をしているか。本文に即して説明しなさい。(300字以内)

問2 下線部⑤に、「故人の遺志は遺産に対する遺族の関係と同様に相続制度において考慮してよい事情の1つだが、決してそれ以上のものではない」とあるが、これはどういうことか。本文に即して説明しなさい。(500字以内)

2 次の文章を読んで、問いに答えなさい。

〔出題者注：筆者は、一人一票の原則を疑うとして、そのために三つの視点に基づく「三本の矢」を用意する。第一の矢では、必ずしも一人一票の原則を採用していない株式会社の株主総会(注1)(一株一議決権の原則を採用する)やマンションの管理組合(注2)総会(議決権は基本的に、所有する専有部分の床面積の割合による)を例として挙げて、一人一票の原則には重要な例外が現に存在することを指摘する。第二の矢では、一票の格差(注3)の問題を是正するために、議員について、議員が議会で持つ票数を選挙での得票数とする得票数制を提案する。そして、第三の矢では、有権者について、一人一票の原則に従わない方法を提案する。以下の文章は、「第三の矢」に関する検討が始まる箇所からの抜粋である。〕

第一の矢は政治以外の領域を、第二の矢は議員をターゲットとしていた。第三の矢はいよいよ有権者の一人一票の原則という本丸に狙いを定める。

その議論の前提にあるのは、シルバー民主主義がもたらす問題である。まずは①二つの例を見てみよう。

第一は、ブレグジットである。2016年6月23日に英国がEU(注4)を離脱するか残留するかを決める国民投票が行われた。その投票行動については様々な角度から分析できるが、ここで注目したいのは世代間の意見対立である。BBC(注5)の調査によれば、44歳以下のグループでは残留派が多数を占める。特に18歳から24歳までの若者世代では、残留派が73%と圧倒的である。だが、45歳以上のグループでは逆転し、離脱派が多数となる。特に65歳以上の高齢者世代では、離脱派は60%を占める(Jon Kelly “Brexit: How much of a generation gap is there?” BBC News Magazine 24 June 2016(中略))。このようにブレグジットという重大な政治課題について、世代間の意見対立があった。国民投票の結果として、離脱派が多数となり、英国はEUを離脱した。つまり、若者世代の意見は通らなかった。

第二は、大阪都構想である。2020年11月1日に、大阪市を廃止し四つの特別

区に再編するか否かを定める住民投票が行われた。朝日新聞の出口調査によれば、50歳代以下のグループでは、賛成派が多数である。だが、60歳代以上のグループでは反対派が多数となり、特に70歳以上のグループでは反対派が61%を占める(朝日新聞デジタル2020年11月2日(中略))。ここにも、世代間の意見対立が見られる。住民投票の結果として、大阪都構想は否決された。やはり、高齢者世代の意見が反映され、若者世代の意見は通らなかった。

日本を含めた多くの先進諸国では、少子高齢化が進行している。そのため、有権者集団のなかで、高齢者が占める割合が増加し、高齢者(=シルバー世代)の政治的影響力が大きくなっている。これがシルバー民主主義といわれる現象である。逆にいえば、若者世代の意見は政治に反映されにくくなっている。保育・教育・介護・年金・税制など、世代ごとに異なる影響を与える政策課題について、シルバー民主主義は大きな問題を突きつけている。

シルバー民主主義の問題を深刻化させる要因として、二つ挙げることができる。

第一は、高齢者人口比率の上昇である。日本の総人口における高齢者人口の割合(2021年)は、29.1%であり世界で群を抜いて一位である(2位はイタリアの23.6%。ちなみに、全世界の割合は9.6%)。しかもこの割合は今後上昇し、2065年には40%に近づくと推計されている(総務省「統計からみた我が国の高齢者」(2021年9月19日)(中略))。

第二は、投票率の世代間格差である。2021年の衆議院議員総選挙における投票率は、20歳代で約37%であるのに対し、60歳代で約71%、70歳以上で約62%である。つまり高齢者の投票率は若者の投票率のざっと二倍である(総務省「国政選挙の年代別投票率の推移について」(中略))。

各世代が持つ政治的影響力を、その世代の「投票者人口」で表すことができるだろう。ある世代の投票者人口とは、その世代の有権者人口に、その世代の投票率を掛けたものである。高齢者世代は、人口比率が高いことに加えて投票率が高いことによって、大きな政治的影響力を持つ。

簡単に試算すると、現在の日本で高齢者世代(60歳以上の世代)の政治的影響

力比(全政治的影響力のうち、当該世代の政治的影響力が占める割合)は約47%である。そのため、残り3%余りで過半数となる。換言すれば、約57歳以上の投票者人口で、全投票者人口の半数以上を占める。要するに、57歳以上の投票者が結託すれば、それ以下の投票者がどうあがこうと結果を覆すことができない。逆に、若者世代(30歳未満の世代)の政治的影響力比は約9%にすぎない。

では、若者の政治的影響力を大きくして、シルバー民主主義の問題を緩和するにはどうすればよいか。少なくとも5つの戦略がある。①若者の有権者人口を増やす(例えば、投票年齢の引き下げ)、②若者の投票率を上げる(例えば、強制投票制の導入)、③若者以外の投票行動を変える(例えば、高齢者の政治教育)、④若者の利害を代弁する代表を増やす(例えば、議員の年齢クォータ(注6))、⑤若者の票を増やす、である。ここで取り上げたいのは、⑤の戦略である。

ベーシック・インカム(注7)研究で知られる政治哲学者ヴァン・パリースは、シルバー民主主義に対処する様々な制度を紹介・検討している(中略)。

その一つが、高齢者選挙権剥奪制である。例えば70歳で政治的に死亡したことにして、70歳以上の高齢者に選挙権を付与しないというのが、その制度である(ただし、「高齢者政治卒業制」と呼ぶほうが、その制度のポジティブな側面を示すことになるだろう)。

あるいは、人生三回投票制である。例えば、18歳、38歳、58歳になった次の選挙でのみ、選挙権を持つことになる。ちなみにヴァン・パリースは、それに加えて、98歳になった人にも選挙権を付与する制度設計にしている。

高齢者政治卒業制にしても、人生三回投票制にしても、その制度趣旨は明確である。いずれの制度も、高齢者の選挙権を制限することで、シルバー民主主義に対処することを目指している。その背景にあるのは、高齢者は自分の投票行動の帰結から自由であるがゆえに危険である、という発想である。例えば、プレグジットの影響は今後少なくとも数十年に及ぶ。(その間に寿命を迎えるため)その影響をすべて受けるわけではない高齢者よりも、その影響を長期にわたって甘受せざるをえない若者が決定するほうが望ましい。

シルバー民主主義に対処するためには、このように高齢者の選挙権を制限する

のではなく、むしろ逆に若者の選挙権を拡張するという方法もありうる。例えば、若者二票制である。この制度では、若者(非高齢者)には二票が与えられる。だが、ここで提案したいのは、よりラディカルな「余命制」である。

余命制では、有権者には余命の年数分の票が与えられる。例えば、余命 60 年の人には 60 票が、余命 15 年の人には 15 票が与えられる。つまり余命制では、余命の長い若者に多くの票が与えられることになる。

その効果は絶大である。先ほどみたように、現状では、高齢者世代の政治的影響力比は約 47 %、若者世代の政治的影響力比は約 9 % である。だが、余命制を導入することで、両世代の政治的影響力は拮抗するまでになる。このように、余命制はシルバー民主主義に対抗する切り札となる。

しかも興味深いことに、余命制は、ジェンダー格差を解決するポテンシャルも持つ。周知のように、男性よりも女性のほうが余命は長い。日本の平均寿命でいえば、男性は約 82 歳、女性は約 88 歳で、女性のほうが約 6 歳長い。そのため余命制では、女性は男性よりも平均して 6 票多く持つことになる。そのため、ジェンダー格差の是正を目指す候補者が当選しやすくなる。

このように、世代間不平等とジェンダー不平等という二つの根強い不平等問題を一気に解決できるという点で、余命制は魅力的である。

しかしながら、余命制に問題がないわけではない。余命は、所得や学歴と相関することが知られている。高所得者の余命は低所得者の余命より長く、高学歴者の余命は低学歴者の余命より長い。このことから、高所得者や高学歴者に余命の長さに応じたより多くの票を付与すべきだといえるだろうか。政治的決定の影響をより長期に受けるという点に着目すれば、そうすべきだといえそうにみえる。だが、所得や学歴の高い人が票も多いというのは不公正であるという意見には、十分な根拠があるだろう。

(中略)

いずれにしても、ここで確認すべきなのは、余命制が一人一票の原則と正面衝突するという点である。一つの選挙でみれば、有権者が持つ票数は余命に応じて異なる。60 票持つ人もいれば、3 票しか持たない人もいる。一人一票の原則

は、英語では“one person, one vote”というが、有権者が持つ票数は1ではない。

だがこのことは、余命制を否定する理由にはならない。一人一票の原則の背景にあるのは、有権者間の平等である。たしかに余命制は、一つの選挙では一人一票の原則に反している。しかし余命制は、有権者間の平等を別の形で実現している。それは、生涯で持つ票数の平等である。一つの選挙では有権者が持つ票数は異なるが、一人の有権者が持つ票数は生涯では同じである。18歳の人々の平均余命を約70年として、余命が毎年1年減っていくとすると、一人の有権者が生涯で持つ票数は約2,500となる。「一人一票」ではないが、「一生涯2,500票」という意味で、余命制において有権者は平等である。

(中略)

余命制のように、一人一票ではなく、一人に複数の票を付与する制度は「複数投票制」と呼ばれる。だが、「票」(票を持っていること、投票する権限を保持すること)と「投票」(票を実際に投じること、投票する権限を行使すること)を区別して、ここでは「複数票制」と呼んでおこう。

複数票制を擁護した論者として知られているのが、J.S.ミル^(注8)である。ミルは『代議制統治論』において、「知的に優越している個人」には「二票以上の票が与えられてよい」と主張した。知的に優越していることを確認するための方法として、高度な職業や職務の経験、一流大学の卒業資格、適切な試験制度などが提案された。

複数票制に対して即座に投げかけられるのは、有権者間で票に格差をつけることが許されるのかという疑問である。この疑問に対して、発言権に格差をつけることと発言権を与えないことは「別問題である」とミルは応じる。(中略)一人一票の原則は、①一人が持つ票はゼロでない、②一人が持つ票は二以上でない、という二つの要素からなる。複数票制は、②は否定するが①は否定しない。そのため、①を否定することでゼロ票の個人が感じる屈辱感が、複数票制では生じないはずだとミルは考える。

これにて、一人一票の原則に対する三本の矢を放ち終えた。^{けんろう}堅牢を誇る一人一

票の原則も、少しばかりは揺らいでいるのではないだろうか。最後にまとめとして、票を配分するときに考慮すべき原則を三つ挙げ、それを参照しながら一人一票の原則を位置づけておこう。

第一の原則は、影響原理である。影響原理によれば、決定によって影響を受ける人に票を配分すべきである。影響原理の拡張版によれば、より大きな影響を受ける人に、より多くの票を配分すべきである。

先に確認したように、株式会社の株主総会やマンションの管理組合総会は一人一票ではなかった。それが依拠するのは影響原理である。より多く投資してより大きな影響を受ける人にはより多くの票を配分すべきだというのがその根拠である。

第二の原則は、能力原理である。能力原理によれば、一定の能力のある人に票を配分すべきである。例えば小学生に選挙権が付与されないのは、一定の能力を持たないからであり、能力原理によって説明できる。

能力原理の拡張版によれば、より能力のある人に、より多くの票を配分すべきである。ミルの複数票制が依拠するのは、能力原理の拡張版である。より能力のある人により多くの票を配分すれば、集合的決定はより正しいものになりやすいというのが、その背景にある想定である。

第三の原則は、承認原理である。承認原理によれば、正式な構成員として承認するために票を配分すべきである。ここでの「承認」には、二種類ある。

一つめの承認は、最低限の承認である。票を配分しないことは全く承認しないことになる。したがって、最低限の承認を行うために、少なくとも一票を配分すべきである。高齢者選挙権剥奪制が不当だと感じられるのは、高齢者を政治社会から放逐^{ほうちく}し、最低限の承認も行わないからである。

もう一つの承認は、平等な承認である。票を平等に配分しないことは平等に承認しないことになる。したがって、平等な承認を行うために、有権者間で票に格差をつけるべきではない。一票の格差が不当なのは、平等な承認を行わないからである。

こうした二種類の承認のうち、最低限の承認で十分か、平等な承認まで必要か

というのは、承認原理を重視したとしても残る問題である。先に見たように、ミルは、最低限の承認と平等な承認は区別でき、最低限の承認で十分だと考えていた。

検討を要するより重要な問題は、票を配分する原理として、影響原理・能力原理・承認原理のうちいずれを重視するか、である。この問題は、民主的決定の意義を何に見出すのかに関わっている。この大問題を解明するための一步を踏み出すために、ここでは、三つの原理から一人一票の原則と余命制を対比しておこう。

一人一票の原則は、承認原理、特に平等な承認原理に依拠している。一人一票を、そして一票のみを配分するのは、すべての有権者を平等に承認するためである。

このような一人一票の原則に対しては、三つの疑問を提示することができる。第一に、影響原理を重視して、より大きな影響を受ける若者に、より多くの票を配分すべきではないか。第二に、能力原理を重視して、より政治的判断能力のある者に、より多くの票を配分すべきではないか。第三に、最低限の承認原理を重視するならば、一人最低限一票で十分ではないか。人によって二票以上配分することは妨げられないのではないか。

一人一票の原則とは対照的に、余命制は影響原理に依拠している。余命に応じて票を配分するのは、余命の長い人は政治的決定からより大きな影響を受けるからである。余命制は承認原理と正面衝突するようにみえる。しかしながら、最低限の承認は、一つの選挙でみても行われている。また、平等な承認は、生涯でみれば行われている。余命制と能力原理の関係は、政治的決定に必要な能力をどのように捉えるかに依存する。政治的知識の長期的な蓄積が必要だとするならば、余命制を否定的に評価することになるし、長期的視野からの判断が必要だとするならば、余命制を肯定的に評価することになる。

ただし、余命制が解決すべき難問は残っている。それは、移行期の問題である。例えば次回の選挙から余命制を導入しようとしても、現在の中高年は若い頃に多くの票を配分されていない。そのため、生涯でみた平等を達成することがで

きない。もっとも、移行期の問題を考慮に入れたとしても、シルバー民主主義の弊害を打破するために余命制を導入することはありうる。本講で確認したのは、一人一票の原則が、通常考えられているほどには自明のものではないということ^②である。

出典：瀧川裕英「一人一票の原則を疑う」東京大学法学部「現代と法」委員会編『まだ、法学を知らない君へ——未来をひらく13講』（有斐閣，2022年）（出題に際して、文章の一部と見出しを省略した。）

（注1） 株主総会：議決権を有する株主によって構成された株式会社の最高意思決定機関。

（注2） マンションの管理組合：マンションの区分所有者（住居等の所有者）で構成された、建物及びその敷地・付属施設の管理を行うための団体。

（注3） 一票の格差：筆者は、有権者が持つ票の投票価値の格差と説明する。例えば、2021年10月現在の各選挙区の有権者数において、最多の東京13区が約48万人、最小の鳥取1区が約23万人であるとき、東京13区の有権者は約48万人で一人の代表を衆議院に送ることができるのに対し、鳥取1区の有権者はその半分で一人の代表を送ることができる。この場合、東京13区の有権者の投票価値は鳥取1区の半分でしかないと説明する。

（注4） EU：欧州連合（European Union）。

（注5） BBC：英国放送協会（British Broadcasting Corporation）。

（注6） クォータ：人種や性別、宗教などを基準に、一定の比率で人数を割り当てる制度。

（注7） ベーシック・インカム：所得補償制度の一つ。すべての国民に、政府が生活に足る一定額を無条件で支給するもの。

（注8） J.S.ミル：イギリスの哲学者、政治学者、経済学者（John Stuart Mill）。

問 1 下線部①で、「シルバー民主主義がもたらす問題」とあるが、シルバー民主主義はどのような問題をもたらしているのか。その問題が生じる背景も含めて、説明しなさい。(200字以内)

問 2 下線部②で、「一人一票の原則が、通常考えられているほどには自明のものではないということである」とあるが、筆者は、どのような考えに基づいて、一人一票の原則が「自明のものではない」との結論に至ったのか。「余命制」にも言及しつつ、説明しなさい。(500字以内)